

＜明海大学・不当労働行為事件＞

中央労働委員会命令に対する声明

2022年12月20日、中央労働委員会（以下「中労委」）は、学校法人明海大学（以下「法人」）が、2019年8月21日交付の東京都労働委員会（以下「都労委」）の命令（平成29年不第3号事件）を不服とした再審査申立事件（令和元年不再第37号事件）について、明海大学教職員組合（以下「組合」）に対する法人の不当労働行為を明確に認定する命令を交付しました。

組合が結成されて以来、法人は、就業時間内・大学敷地内での組合活動を一切禁止し、組合ニュースの学内での配布等も禁止してきました。そのため組合は、就業時間外に学外から大学の教職員宛に組合ニュースを郵送した場合について団交で法人に確認し、法人から関与しないとの回答を受けたうえで、組合ニュースを大学の教職員宛に封書で郵送しました。この封書はメールボックスに投函されるなどして一旦は教職員に配布されたものの、封入物が組合ニュースであることを知った法人は、郵便物をマスターキーを使ってメールボックスから抜き取り、既に個人に渡っていたものについても回収するという暴挙に出ました。さらに法人は、組合と組合執行委員に対して「嚴重注意」処分を下しました。

中労委は、こうした法人の行為は「法人が組合活動を嫌悪していることをすべての教職員に示すことにより、組合の組織力の強化、拡大を妨げ、組合の組合活動を抑制し、組合の弱体化を図ったもの」と断じ、都労委と同じく、不当労働行為（支配介入）に当たると認定しました。そのうえで、ポストノーツを命ずるとともに、組合ニュースを郵送した場合の取扱いについて組合と誠実に協議するよう法人に命令しました。

中労委命令は法人に対し、その協議にあたっては、(1) 非組合員である教職員への組合の情宣活動のルールを定めて許容している例が多数に上ることを念頭に置いて、(2) 組合の要求を法律上の義務がないことや施設管理権があることだけで拒否することなく、(3) 法人の業務に支障のない範囲で組合の要求に応じることにする等、誠実団交応諾義務を果たすよう求めています。

さらに命令は、法人の対応は「教職員の通信の秘密との関係でも問題のある対応であり、教職員のプライバシーを侵害するものと評価し得る対応である」と指摘し、組合郵便物を教職員に配付しないことは教職員から利益を一方的に奪うものであることにも留意すべきだと述べています。

私たちは、明海大学理事会が、中労委によって下された命令を真摯に受けとめ、取消訴訟を提起する等せず本命令を誠実に履行するよう強く求めるものです。

なお、中労委は、都労委が不当労働行為と認定していた団交開催場所に固執した団交拒否の事案については、都労委命令を取り消し、組合の救済申立を棄却しました。これは組合が受けている不利益を無視した不当なものです。組合は、組合の状況に応じた適切な場所で団交が行なえるよう、引き続き求めています。

2022年12月27日

東京地区私立大学教職員組合連合（東京私大教連）

明海大学教職員組合